

～そろそろ水道管の冬支度を～

気温が**マイナス4度以下は要注意!**

いよいよあわただしい師走となり、朝夕めっきり寒くなりました。皆様のご家庭では給水装置の冬支度はお済みですか。もう一度点検して、凍結・破損事故が起きないように心がけてください。
問合先 水道課 業務担当

凍結から守るには

■こんなところには必ず防寒を

- 水道管がむきだしになっているところ
- 水道管が北向きになっているところ
- 風当たりが強いところにある水道管

※給水管や蛇口は、気温がマイナス4度以下になると凍ったり、破裂したりすることがあります。

■防寒はこのように

保温材には、保温に適した耐久性のある市販品の保温チューブ・保温テープなどがあります。

また、フェルト・布・古い毛布などで保温し、濡れないように上からビニールテープを巻いてください。

夜間、家の中で一番水道メーターから遠い蛇口の水を、目安として“楊枝～箸の太さほど”出しておくのも凍結防止の有効な方法です。

■メーター器にも保温材を

メーターボックス内にビニール系の保温材(発泡スチロールなど)や古い毛布・布切れなどをビニール袋などに入れて、保温しましょう。その場合、検針に支障のないように工夫してください。

なお、メーター器を破損すると交換に際しメーター代金がかかりますので十分注意してください。

もしも凍結してしまったら

凍結して水が出ないときは、蛇口を開けて、凍った部分にタオルか布をかぶせ、蛇口の方からぬるま湯をまんべんなくゆっくりとかけてください。熱湯を急にかけますと、ひび割れや破裂をおこす事がありますのでご注意ください。

水道管が破裂した場合

布・テープあるいは自転車のチューブを破裂した所へ巻きつけるか、止水栓などで水を止めてから、指定水道工事店に連絡し修理を受けてください。

給水装置は皆さんの財産です

公道などに埋められた水道管は市の所有物で、市が管理しています。この本管から分かれて各家庭まで引き込まれた給水管・分水栓(給水装置)などは、皆さんの所有物です。この部分の新設・改造・修理は、皆様のご負担でしていただくことになっています。

定期的に点検を

凍結・破損などによる漏水により水道料金が高額になり思わぬ負担となることがあります。このようなことが起こらないよう定期的にメーター器により漏水の自己点検を行ってください。点検の方法は、家庭内の全部の蛇口を完全に締め、メーター器のパイロットマーク(丸い銀色部分)が少しでも回っていれば漏水している可能性があります。すぐに指定水道工事店へ修理を依頼してください。

年末年始【12月28日(水)～1月4日(水)】の給水装置の修繕工事は、都留市指定水道工事店組合に依頼してください。

午前9時から午後5時までは、組合事務所で工事店が待機しています。

連絡先 都留市指定水道工事店組合 ☎(43)7196

農業委員会委員選挙人名簿 登録申請について

「農業委員会委員選挙人名簿」は、毎年1月1日現在の申請に基づいて登録されます。

この名簿に載っていないと投票もリコールの請求もできません。次の①～③のいずれかに該当する人は申請してください。

①市内に住所があり、10アール以上の農地について耕作の業務を主宰している満20歳以上(平成18年3月31日現在)の方

②前項の方と住所を同一にし、生計を共にしている同居の親族で、年間おおむね60日以上耕作に従事している方(平成18年3月31日現在満20歳以上)

③10アール以上の農地を耕作する農業生産法人の組合員または社員で年間60日以上耕作に従事している方(平成18年3月31日現在満20歳以上)

12月中旬に農業委員会より各農事組合に申請用紙を送付しますので、農事組合ごとに取りまとめ、1月10日(火)までに農業委員会に提出してください。なお、農事組合に加入されていない農家については、農業委員会、各地域コミュニティセンター、JANAなどに備え付けてある申請用紙をご利用ください。

※市内で10アールに満たない農地を耕作し、他市町村の土地を権限(所有権、賃貸借権など)に基づき耕作している農家で、併せて10アールを超える場合には選挙権がありますので1月10日(火)までに農業委員会事務局まで申請してください。

問合先 農業委員会事務局